

水産流通適正化制度のうち 輸出入関係について

令和4年4月

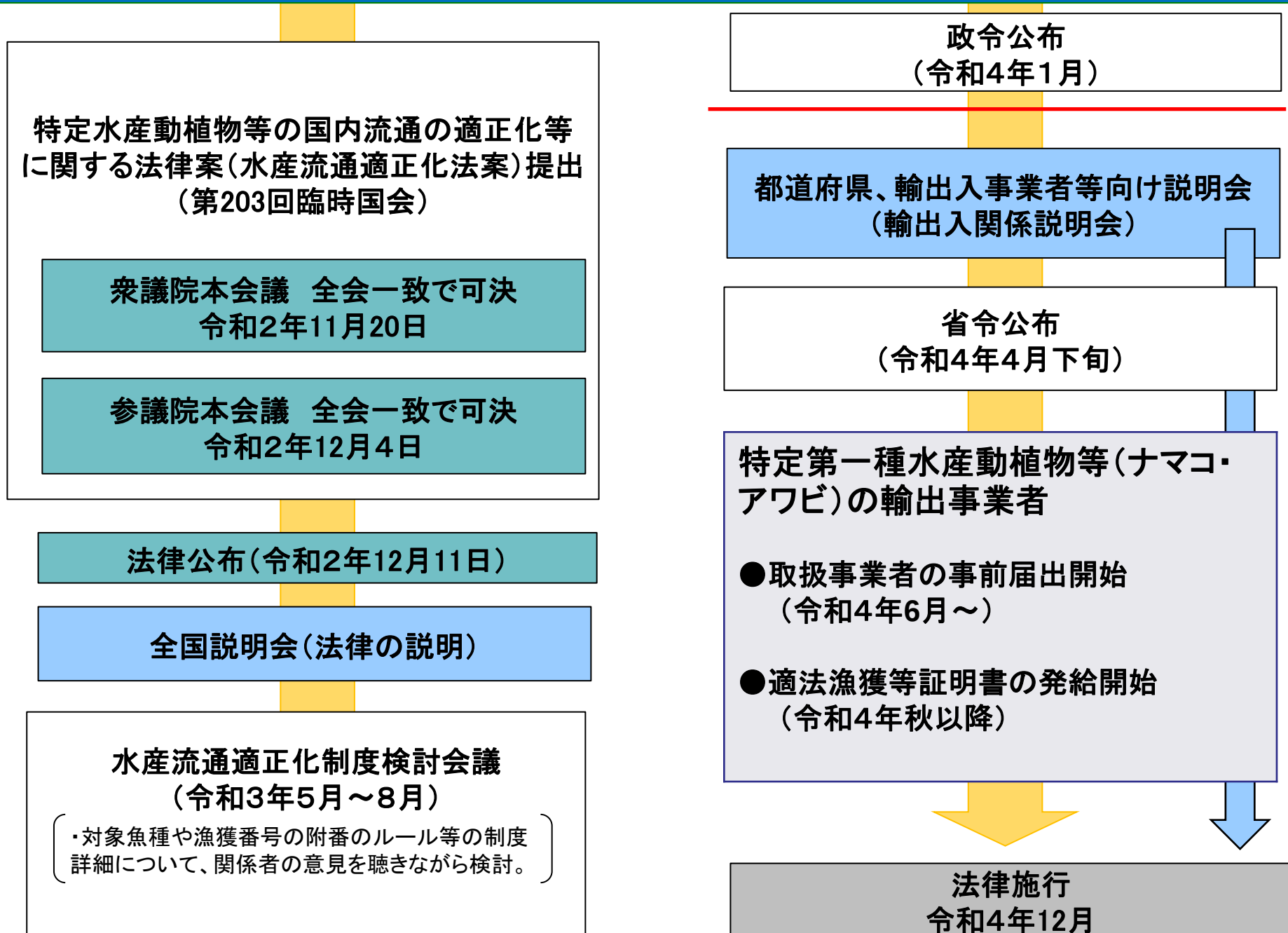
水産庁

目次

1	検討・施行スケジュール	 1
2	制度制定の背景及び目的等	 2
3	制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)	 9
4	制度の詳細(輸出関係)	 12
5	制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)	 17
6	制度の詳細(輸入経路別)	 23
7	参考 罰則について	 32

1 検討・実施スケジュール

水産流通適正化制度の検討・施行スケジュール(輸出入関係)

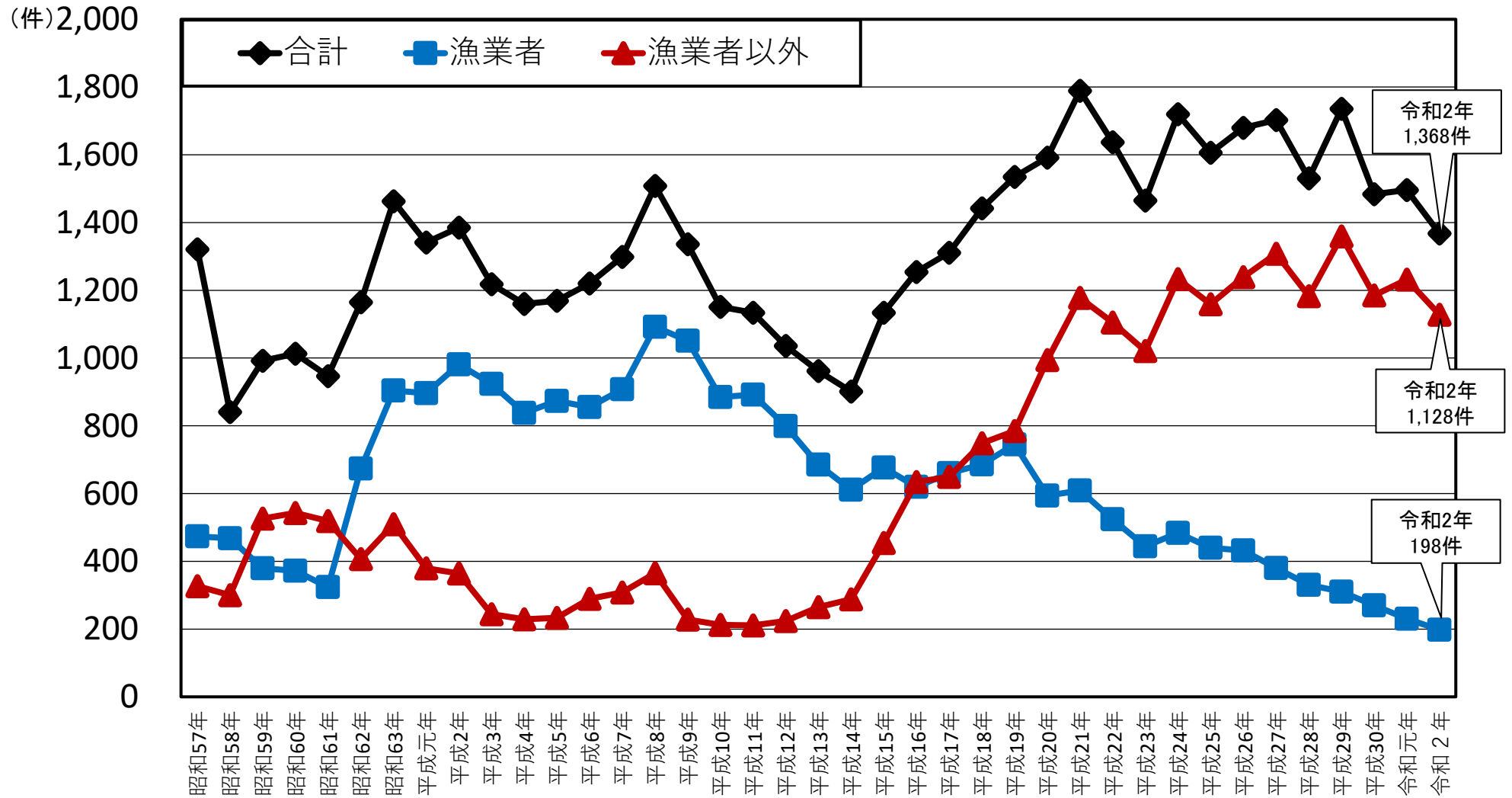


現時点

2 制度制定の背景及び目的等

漁業関係法令に関する検挙件数の推移

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。



資料：都道府県調べ（平成30年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）

非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

○ 悪質・巧妙化する密漁

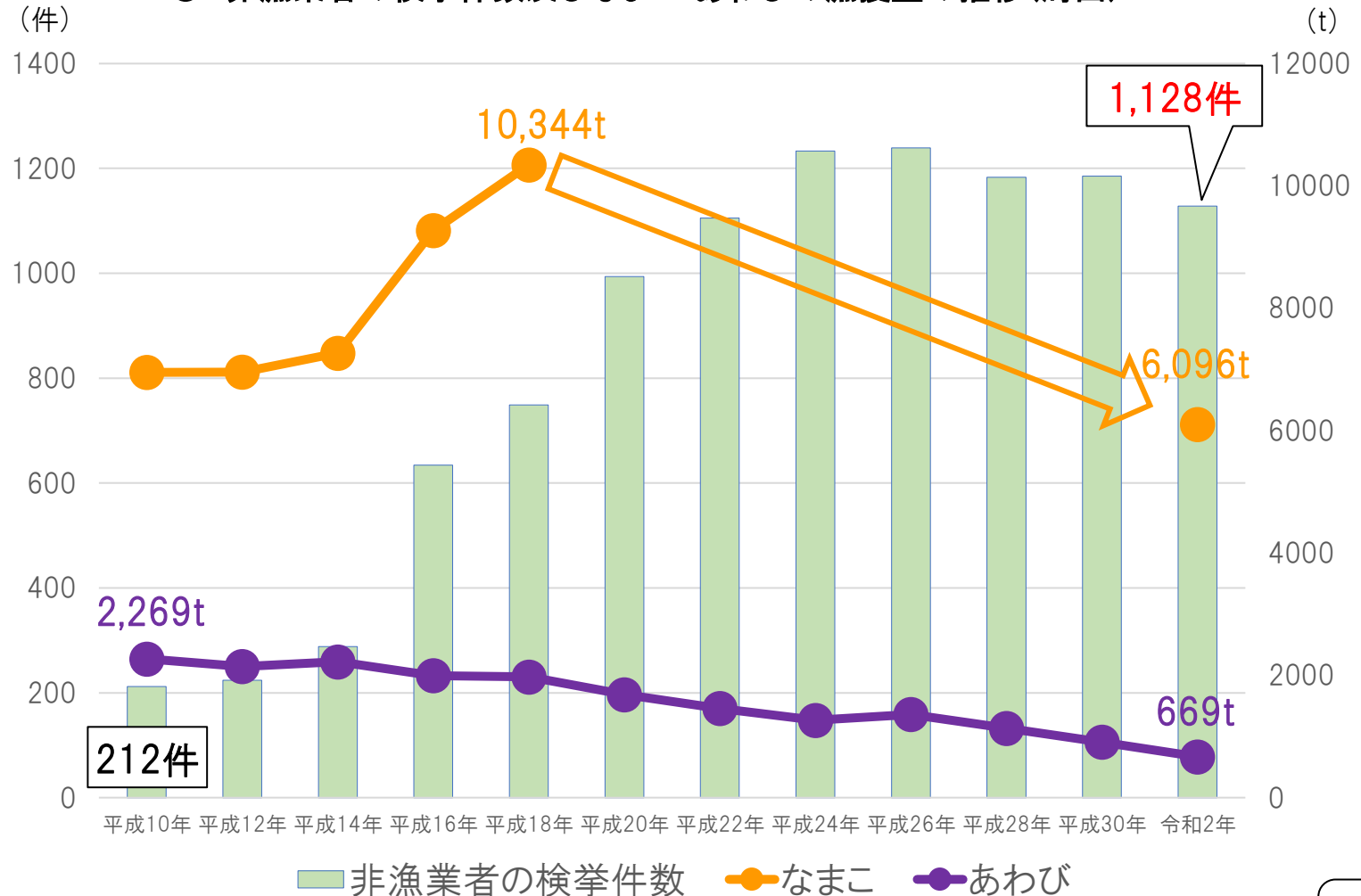


無灯で密漁（○は密漁者）
写真：山口県



探照灯の照射で取締船の
取締活動を妨害
写真：山口県

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移（海面）



※ ナマコについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正(令和2年12月1日施行)において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪(罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金)を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ
を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業(例：潜水器漁業、底びき網漁業等)を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】 3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】 3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物(例：サザエ、イセエビ等)を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】 20万円以下の罰金

【改正後】 100万円以下の罰金

国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs (持続可能な開発目標) (2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言 (2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

G7 気候・環境大臣会合コミュニケ (2021年5月20日・21日)

65. IUU漁業が依然として健全な海洋に対する最も深刻な脅威の一つであり、魚類資源の枯渇、競争の歪曲、海洋生息環境の破壊を引き起こし、より良い海洋ガバナンスと効果的かつ持続的な漁業管理を推進する国際的な努力を脅かしていることを認識する。我々は、途上国への支援などを通じ、IUU漁業を抑止するための国際的な協調行動の重要性を認識する。

66. トレーサビリティを向上させるための漁獲証明制度(CDS)などの強力な措置を効果的に実施・施行することにより、IUU 漁業を終わらせることにコミットする。

国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- 輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じることが必要。

IUU漁獲物の流入防止

- IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要。

【目的】

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植物（違法漁獲物）の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

【効果】

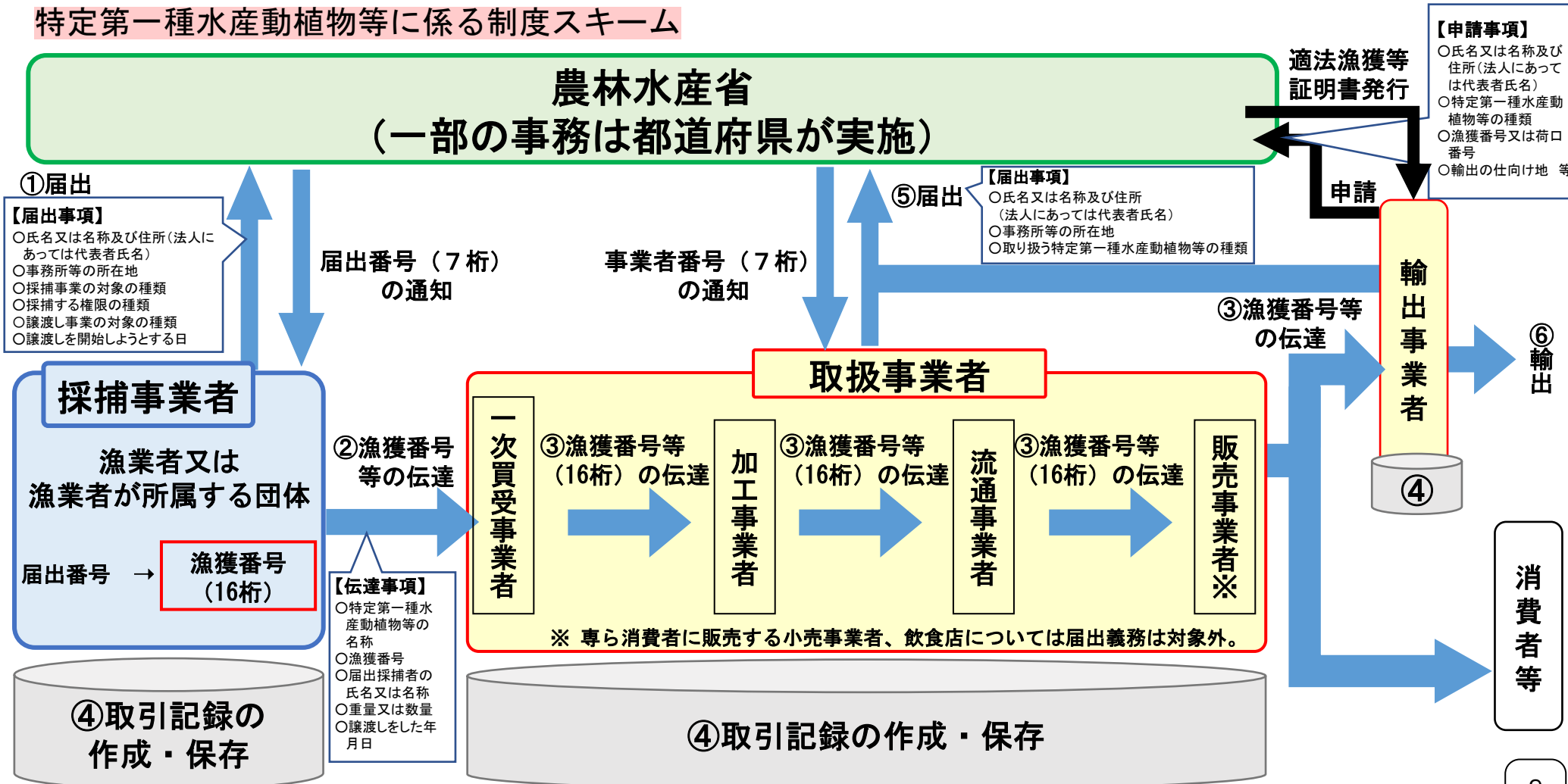
- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。

3 制度の概要（特定第一種水産動植物等関係）

制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物(アワビ、ナマコ等))について、①漁業者等による行政機関への届出、②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、③取扱事業者間における情報の伝達、④取引記録の作成・保存、⑤取扱事業者の届出、⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る義務について

	対象者	義務	
特定第一種水産動植物等取扱事業者	漁業者又は漁協	採捕事業者の届出 (令和4年6月1日から開始予定)	【譲渡す時】 ①漁獲番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者	取扱事業者の届出 (令和4年6月1日から開始予定)	【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	輸出事業者		【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【輸出する時】 ○適法漁獲等証明書の申請・添付
	輸入事業者 養殖事業者		【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①輸入又は養殖水産物であることの伝達 ②取引記録の作成・保存
	小売事業者 飲食店 宿泊事業者 等	取扱事業者の届出 (令和4年6月1日から開始予定) <u>※専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要</u>	【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存 <u>※消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、当該義務は課されない</u>

【参考】届出は農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で実施

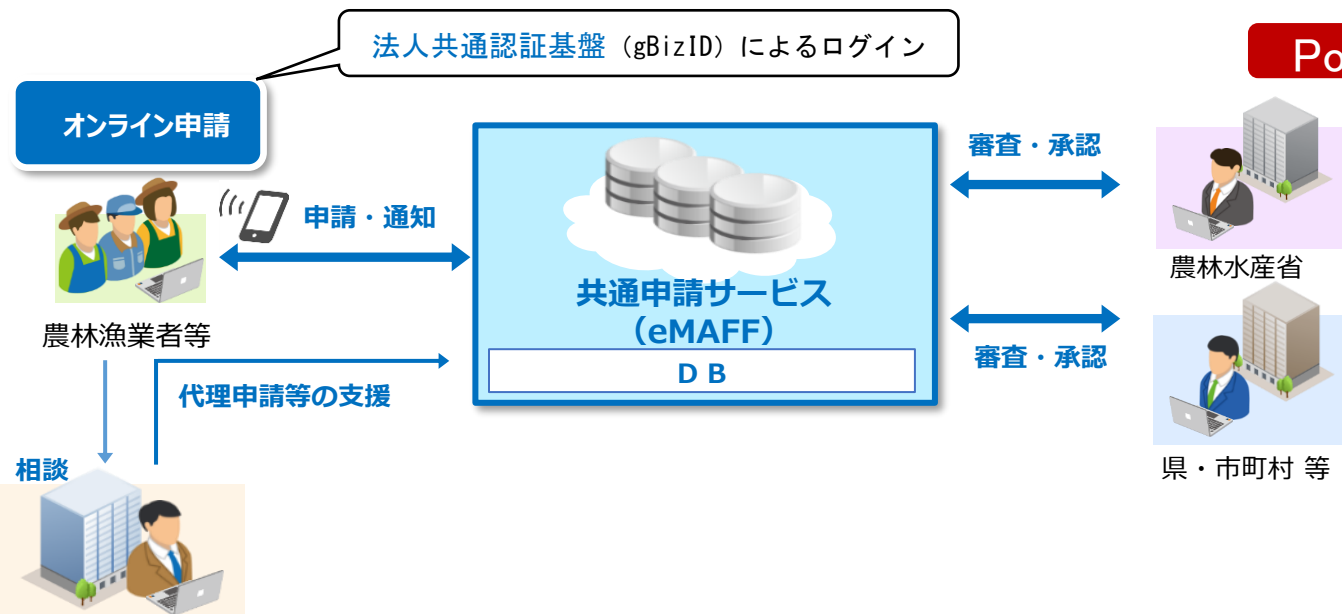
水産流通適正化制度では、採捕事業者及び取扱事業者の届出が義務付けられますが、原則、農林水産省共通申請サービス(eMAFF※)での届出を行って下さい。

※eMAFFとは

農林水産省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス。

農林水産省共通申請サービス (eMAFF) の仕組み

- 農林水産省所管の法令に基づく手続や補助金・交付金の手続(地方自治体の事務も含む) **3000超を対象**。
- 国に対する手続だけでなく、**地方公共団体で完結する手続も含めた共同基盤**として開発。
- 端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、支援機関による**代理申請の機能**も装備。



Point 自社等のPC等からいつでも申請可能

申請者が自身のスマホ、PC等からオンライン申請できる**ワンストップ**はもちろん、ひとつのID/PWで、様々なサービスにログインできる、**シングルサインオン (SSO)**を実現。

申請から審査、承認、通知まで全てオンラインでできる**デジタルファースト**、紙から電子に変わること、一度提出した情報を活用して申請できる、**ワンスオンリー**を実現。

4 制度の詳細について

(特定第一種水産動植物等の輸出関係)

【特定第一種水産動植物の指定】

アワビ、ナマコ、シラスウナギ※(全長13cm以下のウナギ)の計3魚種を指定

(※シラスウナギについては、令和7年から適用)

【特定第一種水産動植物等(加工品)の指定】

特定第一種水産動植物を主な原材料として製造し、又は加工したもの。

※告示案の内容(パブリックコメント中)

アワビ

- ・冷凍アワビ
- ・くん製アワビ
- ・塩蔵アワビ
- ・乾燥アワビ(水等で戻したものを含む。)
- ・煮アワビ
- ・蒸しアワビ
- ・調味したアワビ(加熱による調理をしてあるか否かを問わない。)
- ・非食用のアワビ加工品

ナマコ

- ・冷凍ナマコ
- ・くん製ナマコ
- ・塩蔵ナマコ
- ・乾燥ナマコ(水等で戻したものを含む。)
- ・調味したナマコ(加熱による調理をしてあるか否かを問わない。)
- ・非食用のナマコ加工品

※ 残さや副産物を使用したものは除く。

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物等（アワビ、ナマコ（加工品含む））を輸出する場合の
届出（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ **適法漁獲等証明書**の交付の申請（農林水産大臣へ）、証明書の
添付（輸出時）
- ☑ **取引等記録**の**作成・保存**（3年間）

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 取り扱う種類(アワビ、ナマコ)

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

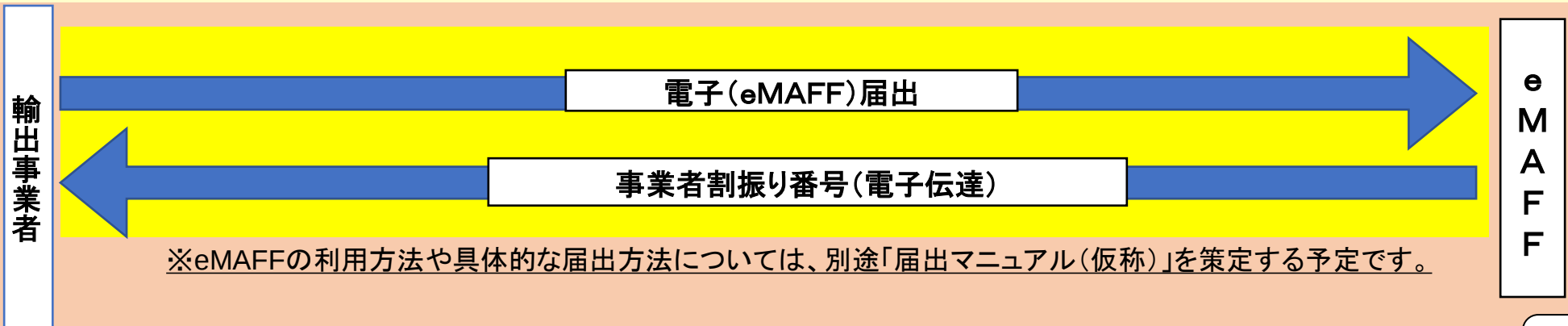
3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

4 届出方法

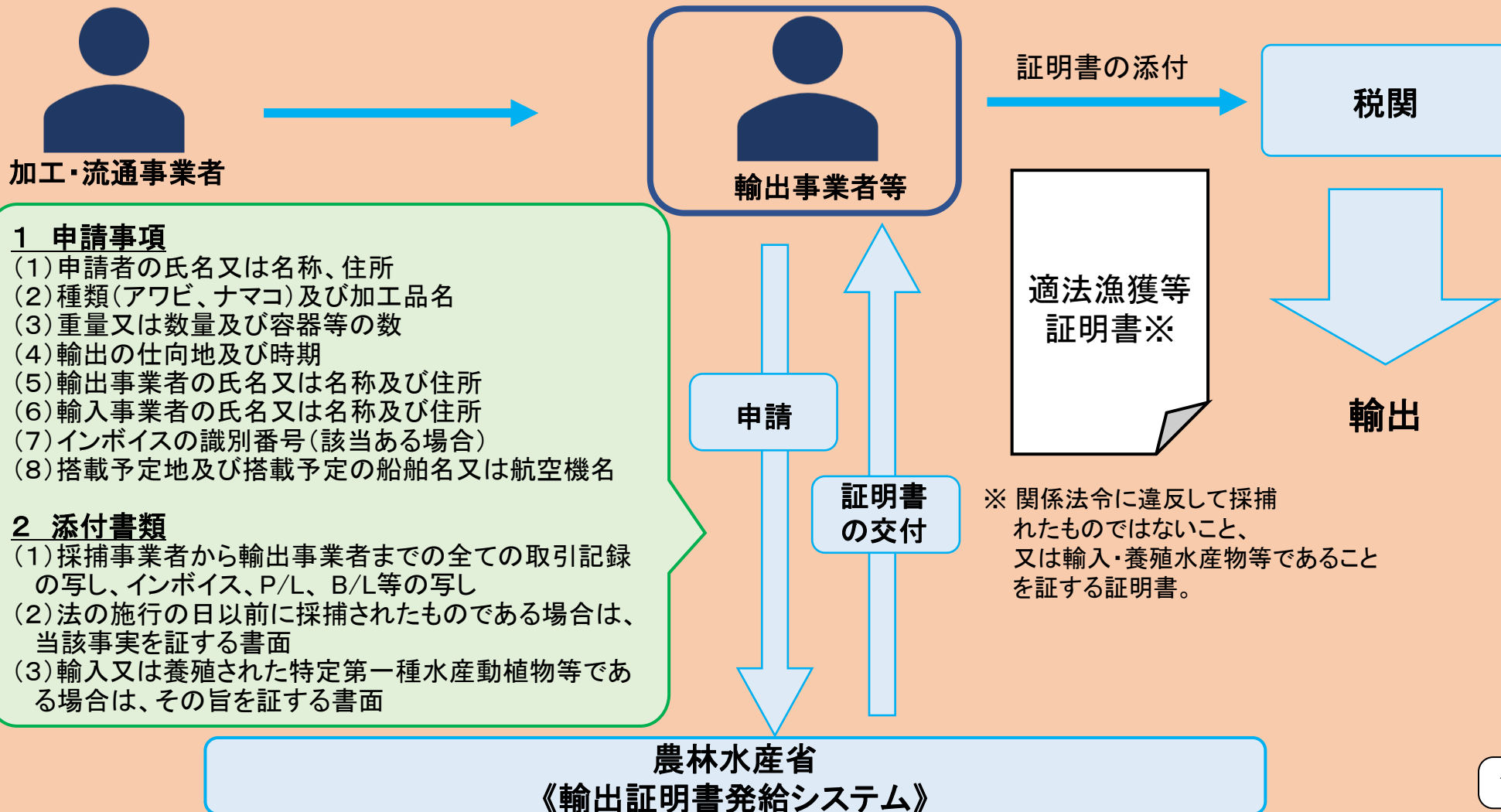
原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※ eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能とする予定です。



輸出事業者編【適法漁獲等証明書の交付の申請、証明書の添付】

- 特定第一種水産動植物等を輸出する場合には、輸出ごとに適法漁獲等証明書の添付が必要です。
- 適法漁獲等証明書の申請は、輸出証明書発給システムで電子的に行います。申請にあたっては、採捕事業者から輸出事業者までの当該特定第一種水産動植物等に関する全ての流通に係る取引記録の写し等の提出等が必要となります。



輸出事業者編

【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

加工事業者など**特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲受け又は廃棄等したとき**は、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け等又は廃棄等した年月日、
- (4) 譲受け等元の氏名又は名称、(5) 漁獲番号又は荷口番号（輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録）

※特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として「倉庫業者」等を指定する予定です。

「倉庫業者」にアワビ、ナマコの保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録の作成・保存が必要となります。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

3 記録の保存期間

譲受け又は廃棄等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たす**こととなります。

請求書を活用した
取引記録の作成・保存例

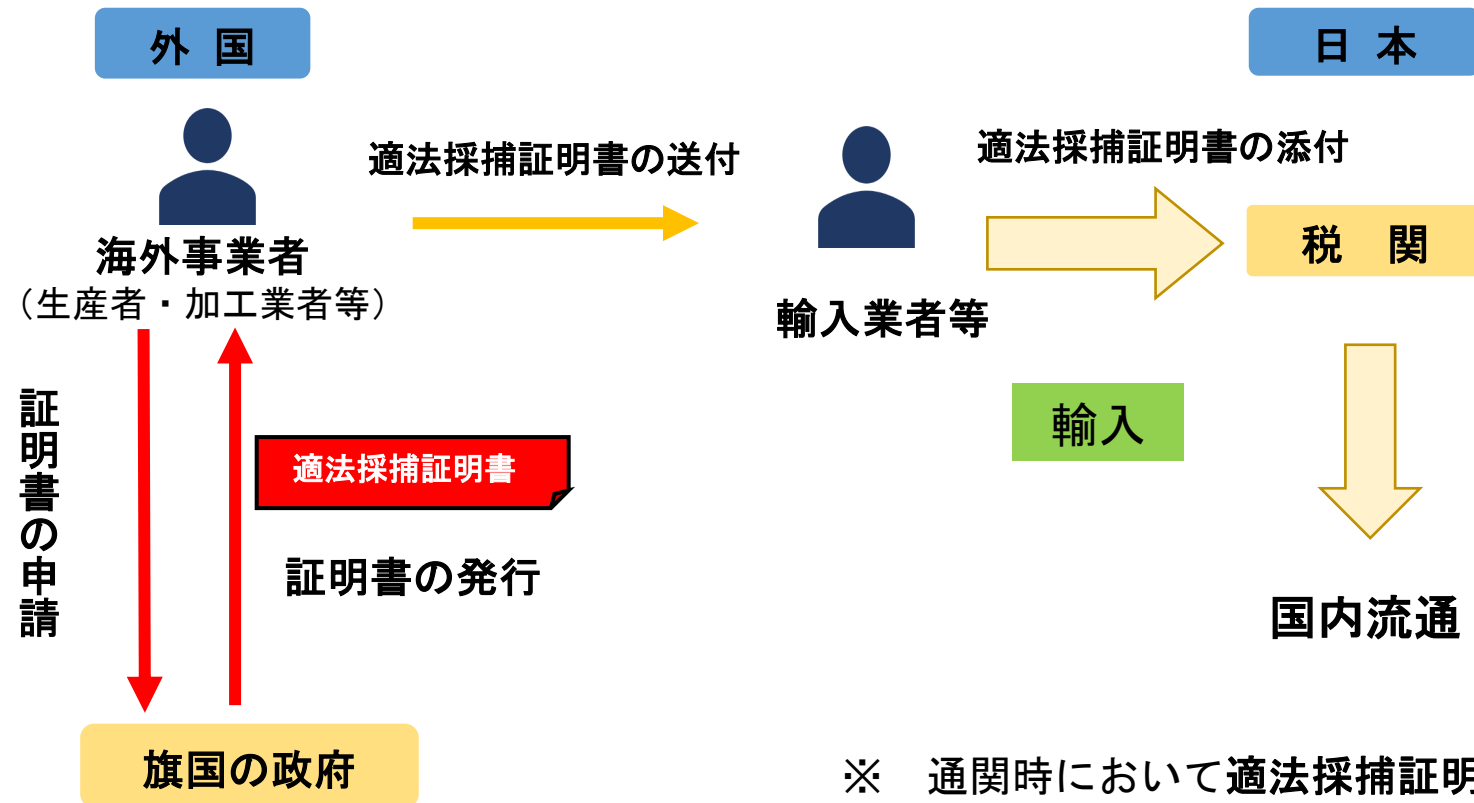
請求書				
2022年12月〇〇日				
(株) △△商事 御中				
住所 △△県△△市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				
12月請求分: 370,000円 (税込み)				
日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	50kg	100,000	5234567221201XXX
12/7	ナマコ	30kg	60,000	5234567221207XXX
12/15	ナマコ	70kg	210,000	5234567221215XXX
(有) ○○○水産				
住所 ○〇県〇〇市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				

5 制度の概要（特定第二種水産動植物等関係）

制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)

○ 外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物(イカ、サンマ、サバ、マイワシ))について、輸入時に旗国の政府機関等発行の適法採捕証明書等の添付を義務付ける。なお、旗国以外の第三国で加工され輸入される場合は、輸入時に、第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書の添付も義務付ける。

特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 通関時において適法採捕証明書を添付。

特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

○ 下表の統計品目番号に含まれるもののうち対象魚種を含むものを対象とする(ただし肝臓、卵、舌、頬、頭部及び鰭を主たる原材料とするものは除く。)

【特定第二種水産動植物の指定】

イカ、サンマ、サバ、マイワシの計4魚種を指定

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】

特定第二種水産動植物を主な原材料として製造し、又は加工したもの。

※ 下表のうち赤囲いの品目が告示案の内容(パブリックコメント中)。

※ 下表のうち赤囲いの対象品目(イカ、サンマ、サバ、マイワシ)は加工申告書が必要。

統計品目番号	品目	対象品目
0301 99 210	IQ魚(ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ)(養殖用稚魚除く)(活)	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ(サルディノプス属)(生鮮・冷蔵)	マイワシ
0302 44 000	サバ(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ(デカプテルス属)(生鮮・冷蔵)	サンマ
0302 89 190	その他のIQ魚(ニシン、サバ、ウルメイワシ)(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 99 910	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ(サルディノプス属)(冷凍)	マイワシ
0303 54 000	サバ(冷凍)	サバ
0303 59 120	サンマ(冷凍)	サンマ
0303 89 129	その他のIQ魚(サバ、ウルメイワシ)(冷凍)	サバ
0303 99 912	サバのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サバ
0303 99 919	タラ、ブリ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サンマ、マイワシ



特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】

統計品目番号	品目	対象品目
0304 49 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(塩蔵・乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	IQ魚(ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ)(乾燥)	サバ
0305 69 091	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニシン、タラ(コッド除く)、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 42 090	その他のイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ(冷凍)	イカ
0307 43 020	アカイカ(冷凍)	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ(冷凍)	イカ
0307 43 090	その他のイカ(冷凍)	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 290	その他のイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 500	その他のイカ(くん製)	イカ

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】



統計品目番号	品目	対象品目
1604 13 010	イワシ調製品(気密)	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品(気密除く)	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品(くん製)	イカ
1605 54 911	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 919	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含まず)	イカ
1605 54 991	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 999	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含まず)	イカ

適法採捕証明書の内容

適法採捕証明書に記載が必要な事項

1 認証当局：

①文書番号、②認証当局、③氏名、④住所、⑤電話番号/FAX番号

2 漁船の情報：

①漁船名、②船籍の母港/登録番号、③漁業免許番号/免許対象漁業種別、④コールサイン、⑤IMO/Lloyd's番号、
⑥インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（④、⑤、⑥については交付されている（該当する）場合）

3 製品情報：

①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品コード（HSコード）、④船上加工（該当する場合）、
⑤漁獲水域/漁獲年月日、⑥推定重量又は⑦推定水揚げ重量、⑧検証水揚げ重量（該当する場合）

4 資源管理措置情報

5 漁船の船長：船長（一定の場合には、適法採捕証明書の記載事項について真正性を確認出来る者）
の氏名/署名/押印

6 洋上転載（該当する場合）：

①船長の氏名、②署名/年月日、③転載日/水域/場所、④推定重量、⑤転載を受けた漁船の船長の氏名、⑥署名、⑦漁船名、
⑧コールサイン、⑨IMO/Lloyd's番号（⑧、⑨については交付されている（該当する）場合）

7 港湾内転載（該当する場合）：

①氏名、②認証当局、③署名、④住所、⑤電話番号、⑥水揚げ港、⑦水揚げ年月日、⑧押印

8 輸出者：

①輸出者の氏名/住所、②署名、③年月日、④押印

9 旗国の認証：

①氏名/肩書、②署名、③年月日、④押印

10 輸送の詳細：

①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③輸出者の署名、④船舶名その他の輸送手段に係る情報（コンテナ番号等）、⑤氏名、
⑥住所、⑦署名

11 輸入者申告：

①輸入者の氏名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類

12 輸入管理当局

適法採捕証明書の内容(小型漁船向け簡易書式)

次の4基準のいずれかに該当する小規模漁船の漁獲物で、旗国の港に水揚げされ単一の積送品として輸出される場合は、簡易書式を用いることができる。なお、適法採捕証明書の簡易書式も旗国当局が認証を行う。

- ① 牽引漁具を搭載していない全長12メートル未満の漁船
- ② 牽引漁具を搭載している全長8メートル未満の漁船
- ③ 甲板上に構造物がない漁船
- ④ 総トン数20トン未満の漁船

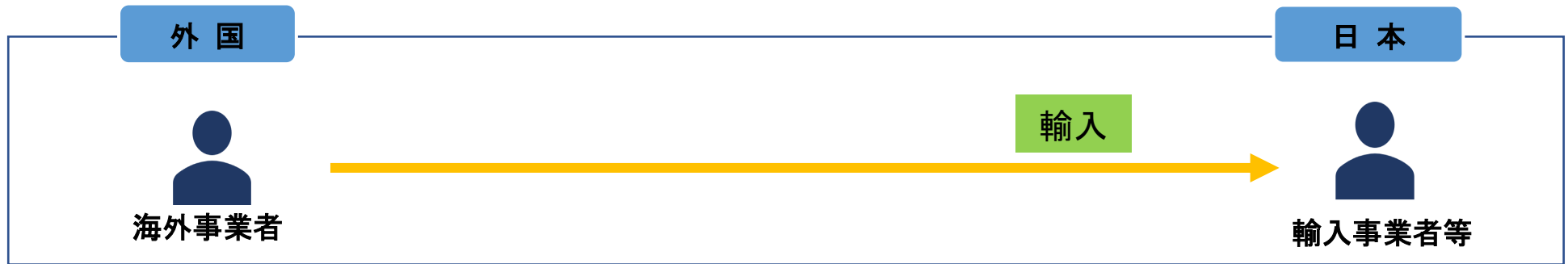
適法採捕証明書（小型漁船向け簡易書式）に記載が必要な事項

- 1 認証当局：
 - ①文書番号、②認証当局（氏名、住所、電話番号、FAX番号）
- 2 製品情報：
 - ①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品コード（HSコード）④検証水揚げ重量（該当する場合）
- 3 資源管理措置情報
- 4 漁獲物を提供した漁船のリストと漁船別の数量（漁船名、登録番号等を添付）
- 5 輸出者：
 - ①輸出者の氏名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 6 旗国の認証：
 - ①氏名/肩書、②署名、③年月日、④押印
- 7 輸送の詳細：
 - ①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③輸出者の署名、④船舶名その他の輸送手段に係る情報（コンテナ番号等）、⑤氏名、⑥住所、⑦署名
- 8 輸入者申告：
 - ①輸入者の氏名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 9 輸入管理当局

6 制度の詳細(輸入経路別)

輸入経路の主なパターン

パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合



パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合



パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合





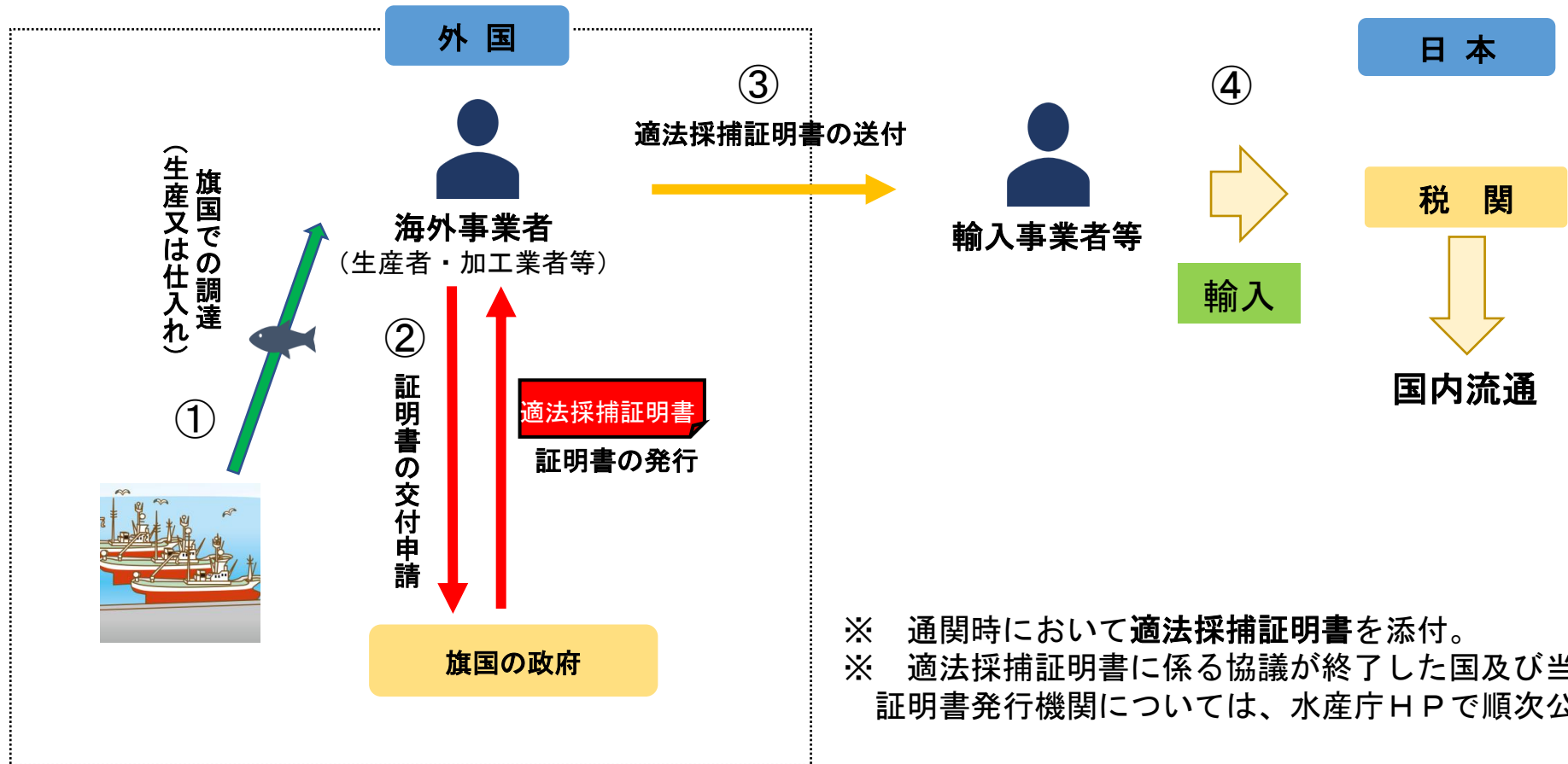
輸入事業者に対応していただくこと

- ☑ **適法採捕証明書**※の**添付**（輸入（通関）時）

※ 外国政府（旗国政府）等が発行したもの

パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合【流れ】

旗国から直接日本に特定第二種水産動植物等を輸入する際には、旗国の政府機関等が発行した適法採捕証明書の添付が必要。



輸入事業者に対応していただくこと



- ☑ **適法採捕証明書**※の**添付**（輸入（通関）時）

※ 外国政府（旗国政府）等が発行認証したもの

【①第三国で加工された後、日本に輸入される場合】

- ☑ **加工申告書**※の**添付**（輸入（通関）時）

※ 第三国政府（加工地の政府）等が発行した証明書

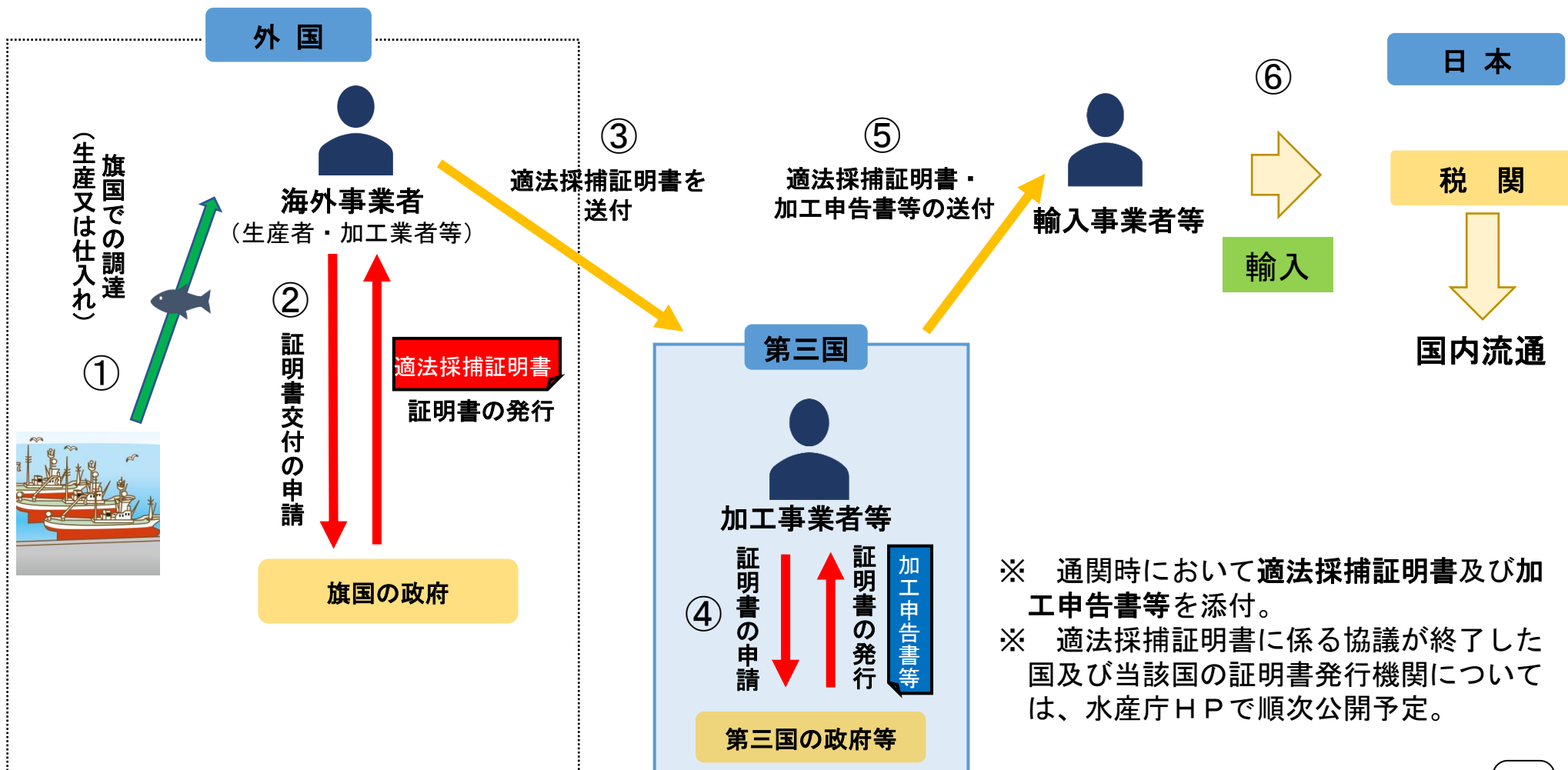
【②第三国で加工されず、日本に輸入される場合】

- ☑ 「旗国から第三国までの輸送経路を記載した書類」、又は、「第三国政府等が発行する当該水産製品の詳細、荷おろしと積替え年月日、船名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管状態を記載した書類」※の添付（輸入（通関）時）

※ 第三国政府（経由地の政府）等が証するもの

パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合 【流れ】

旗国以外の第三国を経由して特定第二種水産動植物等を輸入する際には、旗国の政府機関等が発行した適法採捕証明書及び第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合【加工申告書等の内容】

1 第三国で加工された後、日本に輸入される場合

適法採捕証明書(※記載内容はP21参照)

+

加工申告書

1. 適法採捕証明書番号、漁船名および旗国、認証日、漁獲物の説明、総水揚げ重量(kg)、加工された数量(水産物)(kg)、加工後の水産製品(kg)
2. 加工工場の名称、住所
3. 輸出者の氏名、住所(加工工場と異なる場合)
4. 加工工場の責任者、署名、年月日、場所
5. 承認当局、責任者、署名、年月日、場所

2 第三国で加工されず、日本に輸入される場合

適法採捕証明書(※記載内容はP21参照)

+

- 旗国から第三国までの一連の輸送経路を記載した書類

または

- 第三国の政府機関等が発行する当該水産製品の詳細、荷おろし及び積替えの年月日、船舶名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管の状態を記載した書類

輸（出）入事業者に対応していただくこと



- ☑ 国産の特定第二種水産動植物等を海外に輸出した後、輸入する場合
（海外での委託加工等）

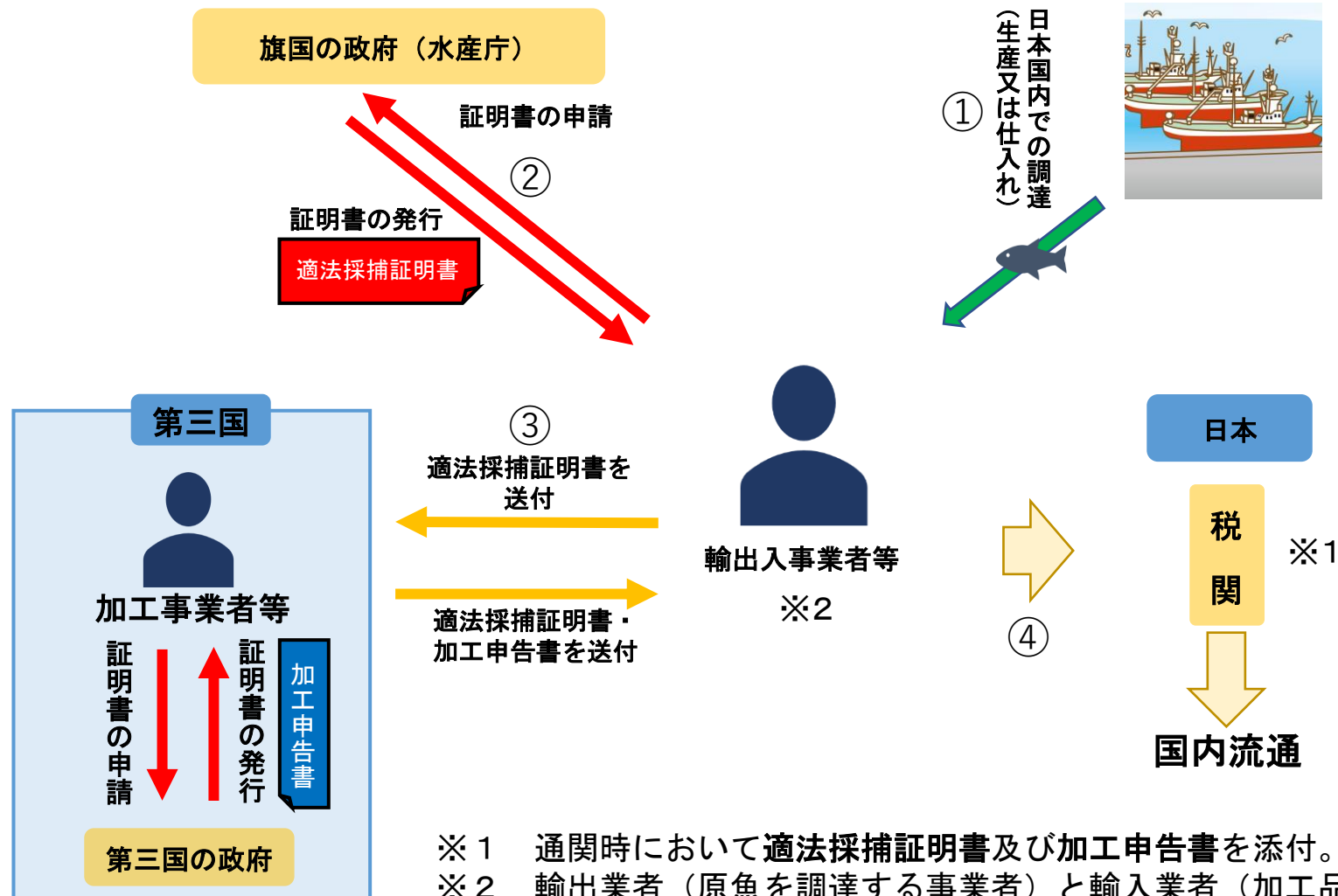
適法採捕証明書の交付の申請（水産庁）

- ☑ **適法採捕証明書**の**添付**（輸入（通関）時）

- ☑ **加工申告書**の**添付**（輸入（通関）時）

パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【流れ】

国産原魚を海外で加工して日本に輸入する場合には、旗国の政府機関（水産庁）が発行する適法採捕証明書及び第三国（加工地）政府機関等が発行した加工申告書の添付が必要。



パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【適法採捕証明書の申請】

●適法採捕証明書

- 1 認証当局：
①文書番号、②認証当局、③氏名、④住所、⑤電話番号/FAX番号
- 2 漁船の情報：
①漁船名、②船籍の母港/登録番号、③漁業免許番号/免許対象漁業種別、
④コールサイン、⑤IMO/Lloyd's番号、
⑥インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス
- 3 製品情報：
①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品コード（HSコード）、
④船上加工（該当する場合）、⑤漁獲水域/漁獲年月日、
⑥推定重量又は⑦推定水揚げ重量、⑧検証水揚げ重量（該当する場合）
- 4 資源管理措置情報
- 5 漁船の船長：船長（一定の場合には、適法採捕証明書の記載事項について真正性を確認出来る者）の氏名/署名/押印
- 6 洋上転載（該当する場合）：
①船長の氏名、②署名/年月日、③転載日/水域/場所、④推定重量、
⑤転載を受けた漁船の船長の氏名、⑥署名、⑦漁船名、⑧コールサイン、
⑨IMO/Lloyd's番号
- 7 港湾内転載（該当する場合）：
①氏名、②認証当局、③署名、④住所、⑤電話番号、⑥水揚げ港、
⑦水揚げ年月日、⑧押印
- 8 輸出者：
①輸出者の氏名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 9 旗国の認証：
①氏名/肩書、②署名、③年月日、④押印
- 10 輸送の詳細：
①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③輸出者の署名、④コンテナ番号、
⑤氏名、⑥住所、⑦署名
- 11 輸入者申告：
①輸入者の氏名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、
⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 12 輸入管理当局

●申請書類

輸入事業者が水産庁に対して適法採捕証明書を申請する際に必要となる書類は、適法採捕証明書の他、

（１）売買関係書類（伝票等）の写し

← 2 ①, 3 ①②⑤⑥⑦の裏付け資料

（一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が作成した必要な情報についての証明書でも可とする。）

（２）漁業許可証等の写し

← 2 ②③の裏付け資料

（一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が漁船が所属する団体から入手した情報に基づき作成した証明書でも可とする。）

7 参考

罰則について

特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るため、下記の罰則を措置。

条項	違反内容	懲役刑	罰金刑
【特定第二種水産動植物の輸入規制に係る罰則】			
第15条	特定第二種水産動植物等について、適法に採捕されたことを証する外国の政府機関発行の証明書等の添付をせず、輸入した場合	1年以下	100万円以下
【特定第一種水産動植物の国内流通規制に係る罰則】			
第16条第1項第1号	特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者が、届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第2号	情報伝達及び取引記録の作成・保存の規定を遵守していないと認められ、必要な措置を講ずるべき旨の勧告を受けた届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべきことの命令に違反した場合	—	50万円以下
第16条第1項第3号	特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第4号	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合	—	50万円以下
第16条第1項第5号	特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	—	50万円以下
第17条	届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合	—	30万円以下
第18条	法人の代表者等が法人の業務に関して、第15条から第17条に掲げる違反行為をした場合、当該違反行為を行った者を罰するほか、その所属する法人に対しても罰金刑を科す		